

盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の開始について

市では、令和5年4月13日の男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を5月1日から開始いたします。

制度の内容

<目的>

現在の婚姻の制度を利用することができない方、又は容易ではない方の生きづらさの軽減を図り、2人の関係が尊重され、自分らしく安心して生きることができるよう後押しするもの。もって、多様な生き方が尊重され、誰もが生き生きと暮らすことのできるまちづくりに繋げるもの。

<内容>

性的マイノリティや事実婚などのカップルが、婚姻制度に代えて、互いを人生のパートナーとして協力し合う関係にあることを宣誓し、市はそれを受け止めたことを証明する「受領証」等を交付する。

<対象者>

- ・互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合う関係にある2人。
- ・性別や性自認は問わない。具体的には、双方又は一方が性的マイノリティであるカップルや、事実婚の異性カップル等が対象となる。
- ・希望する場合は、互いの子や親も含めた家族関係（ファミリーシップ）も宣誓することができる（当人たちの同意が必要）。

<要件>

- ・成人（18歳以上）である
- ・少なくとも一方が市内在住または転入予定
- ・他の人と婚姻関係やパートナーシップ関係にない
- ・親子、兄弟など婚姻が禁止されている間柄でない

<手続き方法>

- ① 電話等で要件を確認し、宣誓日を予約
- ② 必要書類（戸籍、住民票等）をあらかじめ市に送付
- ③ 宣誓日当日に2人で来庁し、職員の立会の下、宣誓書に署名
- ④ 宣誓書受領証と受領証カードの交付を受ける

<交付によりできること>

法的な効力はないが、受領証等を提示することで、2人の関係性の説明がしやすくなったり、夫婦や家族と同様のサービスが受けられたりする可能性が広がる。

(例) ・アパートへの家族としての入居

・病院等で家族としてパートナーの病状説明を受けられる、面会ができる 等

※サービスの適用は、各事業者等の判断による。

<他都市との連携>

岩手県や、すでに制度を導入している一関市等と情報交換をしながら、連携のあり方や柔軟な運用についてこれから検討していく。

【担当】 市民部市民協働推進課 男女共同参画推進室 室長 三浦志麻 電話 626-7525
--